

## 【毎週一問シリーズ】第38期一単価が500万人民元以下の設備、器具は一括で損金算入できるようになった。

A社は2018年6月に単価が100万人民元の設備（税抜き金額であり、別途で16%の増値税を支払う）を購入した。会計上は10年で減価償却し、残存価額なし。A社の2018年の会計利益は200万人民元、適用される企業所得税税率は25%。

**質問：その他調整項目を考慮しない場合、最新政策の下、A社は会計と税務上、どのように処理すべきか。**

### 回答：

2018年5月に財税[2018]54号が公布され、当該通達によると、企業が新たに購入した、単価が500万人民元以下の設備、器具は一括で損金算入できるようになった。

### 54号通達の要点：

- **適用期間**：2018年1月1日～2020年12月31日の期間において、企業が新たに購入した設備器具
- **適用対象**：すべての企業
- **適用範囲**：家屋、建築物以外の固定資産

### 本事例の処理：

#### （一）会計処理：

- 固定資産100万元を計上する。
- 費用に設備の減価償却を10万元（100万/10年）計上する。

#### （二）税務処理：

- 2018年度企業所得税申告：
  - 100万元は一括で損金算入できるため、課税所得から更に90万元（100万-10万）を差し引くことができる。
  - 2018年度納付する企業所得税： $(200万-90万)*25\%=27.5万$
- 2019年度～2027年度企業所得税申告：毎年会計処理において費用に計上する10万元の減価償却分を課税所得に加算し、2.5万元の企業所得税を納付する。

## お問い合わせ

注：一般的な税務に関する相談を対象としておりますので、個別事案に関しては別途でご相談ください。



連絡先: Vivian Liu シニアマネージャー 公認税理士（日本語可）

メール: [vivian.liu@denchi.cn](mailto:vivian.liu@denchi.cn)

電話番号: +86 (755) 25832941 / 18566699791

ホームページ: [www.denchi.cn](http://www.denchi.cn)

住所: 深セン市羅湖区深南東路5002号信興広場(地王ビル)4306

郵便番号: 518001